

# ～ 社会福祉施設の皆さまへ～

労働災害を防止するために  
自主的な安全衛生活動を推進していきましょう！！

## 【社会福祉施設における労働災害発生状況】

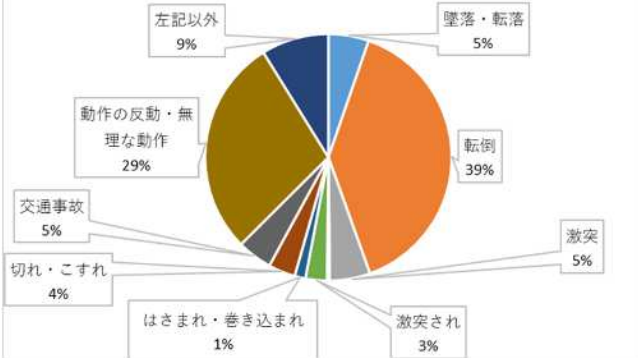
労働災害発生状況の推移（社会福祉施設）



鳥取県内の社会福祉施設における労働災害は、令和3年は81件発生しており、令和2年に対し1.1倍の増加となっています。

平成14年からの推移をみると千鳥足の状況ではありますが増加の傾向が続いており、令和3年は平成14年に対し10.1倍の増加となっています。

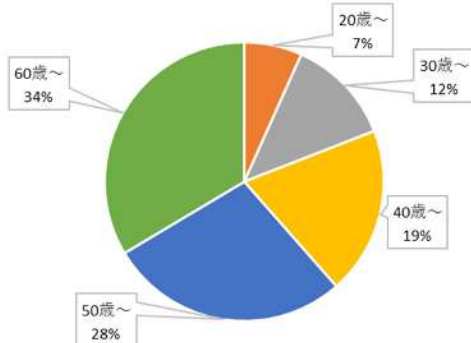
事故の型別労働災害発生状況（社会福祉施設）H29～R3



事故の型別（こういった型で災害が発生しているか）の発生状況を見てみると、平成29年から令和3年の5年間に於いて、「転倒」が最も多く39%を占めており、続いて「動作の反動、無理な動作」が29%、「墜落・転落」及び「激突」がそれぞれ5%となっています。

「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」で全体の68%を占めており、毎年、同様の割合で発生している状況にあります。

年齢別労働災害発生状況（社会福祉施設）H29～R3

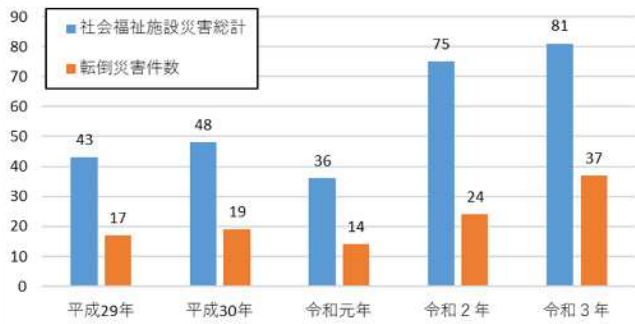


年齢別の発生状況を見てみると、平成29年から令和3年の5年間に於いて、60歳以上の労働者の被災が34%と最も多く、続いて50歳台の労働者が28%、40歳台の労働者が19%となっています。

50歳以上の労働者の被災が全体の62%を占めており、毎年60%前後を占めている状況にあります。

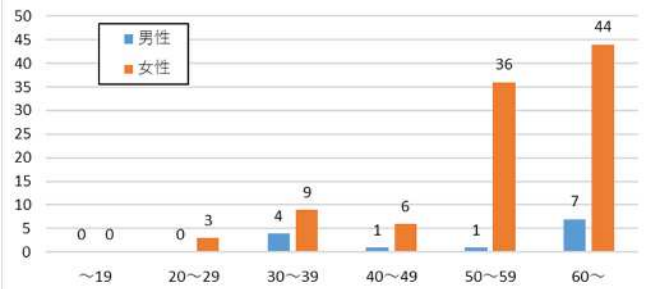
# 【転倒災害発生状況】

社会福祉施設における災害及び転倒災害の推移



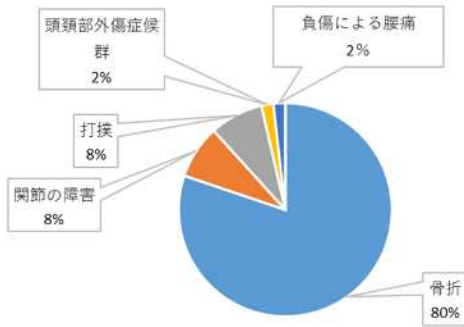
平成29年から令和3年までの間の社会福祉施設における労働災害の中で転倒災害の占める割合は約4割となっている。(令和3年においては5割近くと、それまでより割合が高くなっている)

転倒災害における男女別年齢別発生状況 (H29~R3)



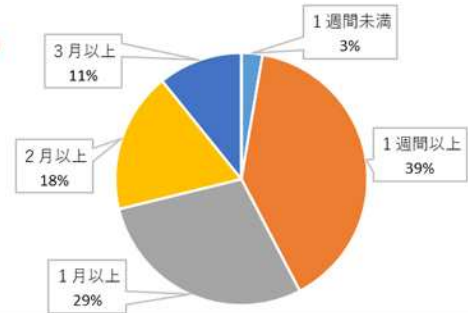
平成29年から令和3年までの間の転倒災害の被災者は、女性の被災者が多く、また、50歳以上労働者の被災が多数(約8割)となっている。

転倒災害における傷病性質別発生状況 (H29~R3)



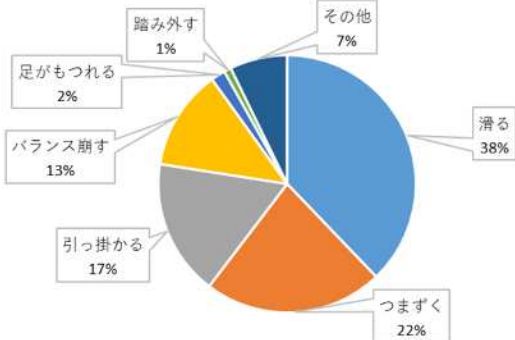
平成29年から令和3年までの間の転倒災害における傷病性質をみると、骨折した災害が8割と大部分を占めている。

転倒災害における休業期間別発生状況 (H29~R3)



平成29年から令和3年までの間の転倒災害における休業期間をみると、1か月以上の重篤な災害となった事案が約6割と多い状況にある。

転倒災害における災害事象別発生状況 (H29~R3)



平成29年から令和3年までの間の転倒災害において災害事象別の発生状況を見ると、滑って転倒したものが最も多く38%、次いで、つまずいて転倒したものが22%、引っ掛かって転倒したものが17%となっている。

「滑って転倒」では、積雪・凍結により滑ったものが全体の48%、濡れている状態で滑ったものが同じく45%となっている。

「つまずいて転倒」では、通路の状態によりつまずいたものが全体の64%、構造物によりつまずいたものが同じく24%となっている。

「引っ掛かって転倒」では、用具や荷など置いてあるものに引っ掛かったものが53%、家具や構造物の設置されているものに引っ掛かったものが同じく32%となっている。

## 《転倒による労働災害の防止対策》

階段には滑り止めや手すりを設け、通路のくぼみや段差を可能な限り解消すること。

床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。

居室内の電気機器やナースコールのコードは、作業前に足が引っ掛からないように片付ける。また、居室のベッド周りは、整理整頓し、作業のしやすい環境を確保する。

通路、階段、出入口に物を放置しない。

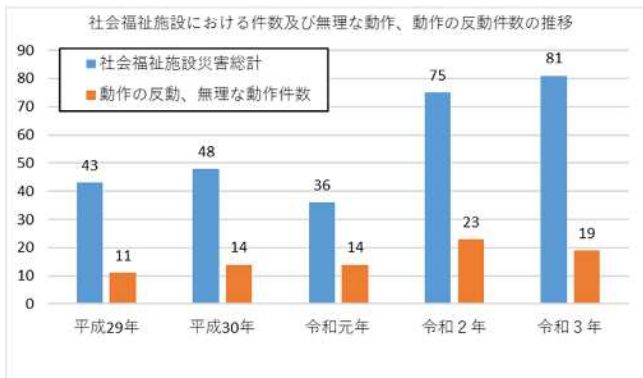
冬季においては、環境に合った、滑りにくい靴を着用すること。

冬季においては、「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をすること。

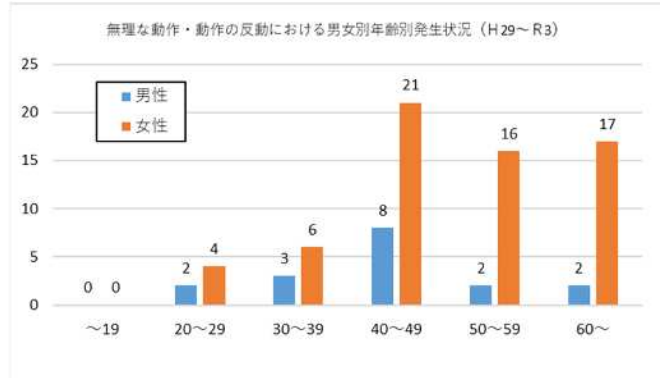
雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。

高齢労働者にとっては、健康や体力の維持管理に努め、日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。

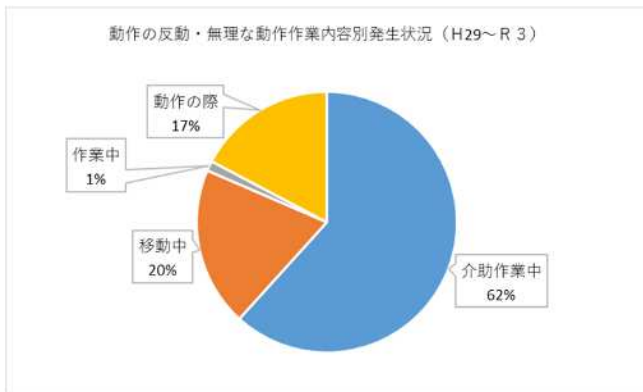
# 【動作の反動・無理な動作災害発生状況】



平成29年から令和3年までの間の社会福祉施設における労働災害の中で動作の反動・無理な動作による災害の占める割合は3割前後で推移している。占有率としては令和元年まで増加し、その後減少に転じている。



平成29年から令和3年までの間の動作の反動・無理な動作による災害の被災者は、女性の被災者が約8割を占め、また、40歳台の被災が約36%と最も多く、次いで、60歳台(約23%)、50歳台(約22%)となっている。



平成29年から令和3年までの間の動作の反動・無理な動作による災害における作業内容別の発生状況を見ると、介助作業中に被災したものが最も多く、62%、次いで、移動中に被災したものが20%、物を持ち上げる、押す、投げる等の動作の際に被災したものが17%となっている。

介助作業中の災害にあつては、利用者が車イスやベッド・床からの移乗の際の介助中に被災したものが全体の58%と最も多く、次いで、ベッドで利用者の体位を動かす際に被災したものが同じく20%、利用者の脱・着衣中に被災したものが同10%などとなっている。

移動中の災害にあつては、歩く・走る等の際に滑りそうになって捻るなどして被災したものが大部分を占めている。

動作の際の災害にあつては、物を持ち上げる際に被災したものが全体の42.9%と最も多くなっている。

## 《動作の反動・無理な動作による労働災害の防止対策》

床に置いてある重い荷物など持ち上げる際は、荷物を身体の近くに寄せてからしゃがんで足の力を意識して持ち上げる。

腰より下での作業は、めんどくさがらずに膝を曲げてしゃがむ。(靴着脱の介助など)

「不自然な」作業姿勢や動作を避けるため、作業場、事務所、通路等の作業空間を十分に確保する。

重量物を押すときは、荷物に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させ、前方に開いた足に体重をかけて、腰を落として押す。

咄嗟の動作の事故防止のため、日ごろからストレッチを行い体の柔軟性を高めておく。

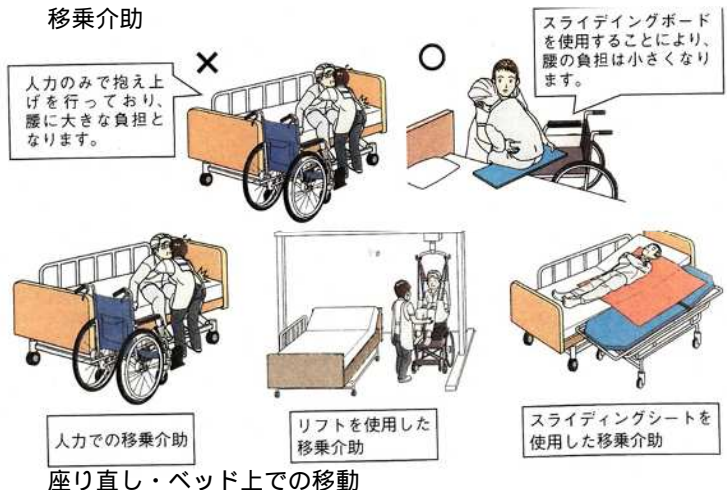
介護の対象者の日常生活動作能力を把握し、介護への協力を得る。

介護を行う際は、福祉用具(機器・道具)を積極的に利用する。人力による人の抱上げは行わないで、介助が必要な場合にはリフトやスライディングボード等を使用し、対象者に適した方法で移乗・移動介護を行う。

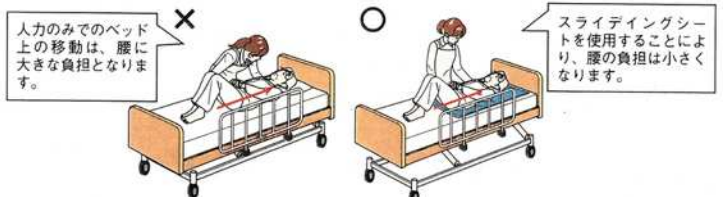
介護者について、適切な休息や衣類・靴・補装具の使用、腰痛予防体操の実施等健康管理を行う。



### 移乗介助



### 座り直し・ベッド上での移動



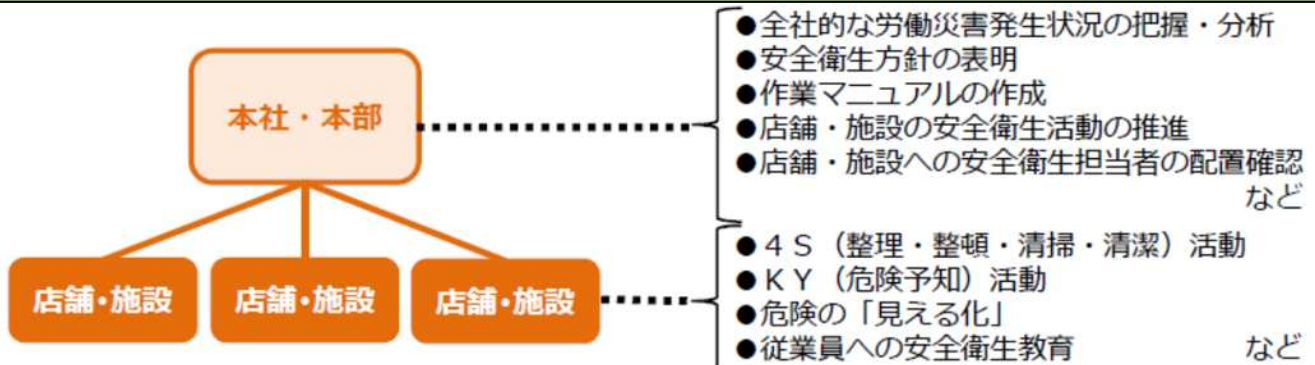
### トイレ介助



# 働く人に安全で安心な施設づくり推進運動

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多く、事業場の取組が進んでいないこと、店舗・施設の安全衛生の体制をみると安全衛生担当者がいないなど店舗・施設単位での安全衛生活動が低調である中で、施設の活動をサポートすべき本部の取組が不十分であることも指摘されています。

本運動は、経営トップの参画の下、本部における労働災害防止のための取組を促進し、本部と施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、労働災害を減少させることを目的としています。



## 【4S活動】(災害の原因を取り除く)

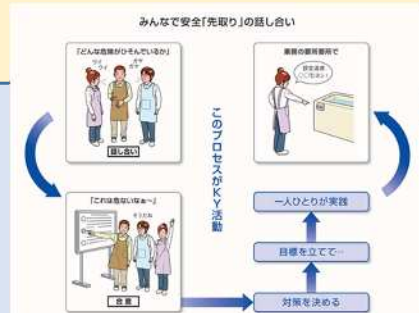
「4S」とは、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。

- 整理...必要な物と不必要な物を分けて、不要な物を処分する
  - 整頓...必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で位置させる
  - 清掃...身の回りをきれいにし、作業場などのゴミ・汚れ等を取り除く
  - 清潔...整理、整頓、清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持する
- これらが全員に徹底され、適切に実行されるよう習慣化させてください。

## 【KY活動】(潜んでいる危険を見つける)

KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動は、職場や作業の中に潜む危険要因を発見・把握・解決していく手法の一つで、ヒューマンエラー事故防止に有効な手段となっています。

具体的には、現場で実際に作業をさせたり、してみせたり、または作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて、職場で危険要因を話し合い、これに対する対策を考え合っ



## 【危険の「見える化」】(危険を周知する)

危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することをいいます。

私たちが五感から入手する外部情報の割合は、目(視覚)が83%、耳(聴覚)11%、皮膚(触覚)3%、舌(味覚)2%、鼻(臭覚)1%といわれるように、視覚から最も多くの情報を入手します。可視化した危険情報等を、写真や注意書きなどによって「目に見える形」にする安全衛生活動の取り組みです。



## 【安全教育・研修】(正しい作業方法を学ぶ)

「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。組織の本社や本部では、「どんな災害が起きているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。

特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

## 【安全意識の啓発】(全員参加により安全意識を高める)

安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

## 【安全推進者の配置】

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。そこで、「安全の担当者」=「安全推進者」を配置しましょう。

施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせてください。(労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>